

豊川市児童発達支援センター給食外部搬入特区

都道府県名：	愛知県	
申請主体名：	豊川市	
区域の範囲：	豊川市の全域	
特区の概要：	<p>豊川市では障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを市直営で設置する方針として整備が開始された。児童発達支援センターの役割に発達特性に応じた食行動の支援を行う給食提供がある。整備を進める中で、小規模施設での調理室の面積確保や調理員の確保、食材購入等調理業務の安定・効率化の課題が挙げられた。</p> <p>特例措置を活用し、自園調理から外部搬入へと転換を図ることで、これらの課題が解決され、限られた財源を障害児支援に活用することができ、さらに食材の一元購入の体制ができることで地域農業の活性化に寄与する。</p>	
適用される規制の特例措置：	939：児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



活動の様子（砂場あそび）



食事の様子